

令和 7 年 3 月 1 0 日
健康部保健予防課

妊婦のための支援給付制度の概要について

1 妊婦のための支援給付金

(1) 事業概要

令和 5 年 3 月から支給を開始した 1 0 万円相当の「出産・子育て応援交付金（ギフトカード）」について、国は子ども・子育て支援法を改正し、現金振込等確実な支払方法による給付に変更することになった。妊娠・出生届提出後の面接等の伴走型相談支援と経済的支援を効果的に組み合わせて、妊産婦に寄り添った支援体制を構築する。

(2) 対象者及び支給内容

令和 7 年 4 月 1 日以降、江東区に住民登録があり、妊婦給付認定を受けた者（流産・死産等を含む）

区分	支給内容		
	妊娠時	出産時	
令和 7 年 3 月 3 1 日以前に出産	ギフト 5 万円分	ギフト 1 0 万円分 (都 5 万円含む)	
令和 7 年 4 月 1 日以降に出産	現金 5 万円	現金 5 万円	都ギフト 1 0 万円分 (予定)

※給付金の申請案内は、妊婦（ゆりかご）面接及び新生児・産婦訪問指導の際に配付する

2 バースデーサポート

(1) 事業概要及び支給内容

現在、1 歳を迎える子を育てる家庭に 5 万円分、2 歳を迎える子を育てる家庭に 1 ～ 3 万円分（第 1 ～ 3 子）のこども商品券を支給している。

令和 7 年 4 月より、新たに東京都がギフトカードを作成することになったため、1 歳時に一括して 6 ～ 8 万円分（第 1 ～ 3 子）のギフトカードを支給する方法に変更する。

(2) 経過措置について

令和7年度に2歳を迎える子を育てる家庭には、現行どおり、こども商品券1～3万円分を支給する。

支給時期	支給内容		
	令和6年度		令和7年度
1歳	こども商品券 5万円分		都ギフト 6～8万円分
2歳	こども商品券 1～3万円分		(経過措置) こども商品券 1～3万円分